

アイハウス・ボランティアバンク設置要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人 大阪国際交流センター（以下「財団」という）が大阪を中心とした関西一円において、市民レベルの自発的な国際交流活動を促すことにより、市民一人ひとりの国際感覚の醸成とホスピタリティの向上を図ることを目的に、アイハウス・ボランティアバンク（以下「ボランティアバンク」という）を設置し、運営するために必要な事項を定める。

第2章 登録及び活動

(登録の要件)

第2条 ボランティアバンクに登録できるのは、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 満16歳以上の者。ただし、満18歳未満の場合は、保護者の承認を必要とする。
- (2) 国際交流・多文化共生事業に理解と熱意のある者
- (3) 大阪市内及びその近郊におけるボランティア活動に参加できる者

(活動の種類及び活動内容)

第3条 ボランティアバンクに登録するボランティア（以下「登録ボランティア」という）の種類及びボランティア活動（以下「活動」という）の内容は、次の各号のとおりとする。

(1) ホームステイ・ホームビジット

ア ホームステイ

外国人を一泊以上家庭に受け入れ、日本の家庭生活を紹介することにより、日本を理解し、交流を深める機会の提供

イ ホームビジット

外国人を家庭に招待し、家庭生活に直接触れる機会の提供

(2) 通訳

外国人の来館・電話による各種問合せ・相談の際の通訳のほか、財団主催（共催）事業及び財団が紹介する事業における通訳

(3) 翻訳

各種文書・記事・印刷物などの翻訳

(4) 災害時外国人支援

災害時における通訳・翻訳活動や、避難所等での外国人被災者への情報提供及び支援

ア 災害時通訳・翻訳

イ 災害時情報提供・支援

(5) 技術・技能

外国人への日本語習得支援や、国際会議の場などにおける日本文化（着付け、茶道・華道・書道など）及び外国文化の専門的技術・技能等の提供

ア 日本語指導

イ 日本語・学習支援

ウ 日本文化紹介

エ 外国文化紹介

(6) 一般業務

主に財団の主催（共催）事業での会場設営・受付・資料の作成・発送業務など

(7) 企画運営

登録ボランティアのアイデアを活かしながら、国際交流、国際協力、多文化共生に関する事業や、自主サークル活動などの企画・運営

2 登録する活動の種類は複数可とする。

3 登録ボランティアの具体的な活動の内容及び参加資格・要件等は、別表のとおりとする。

（登録の手続き）

第4条 ボランティアバンクへの登録は、次のとおりとする。

- (1) ボランティアバンクへの登録を希望する者は、本要綱の趣旨を確認したうえで、「アイハウス・ボランティアバンク登録票」に必要な事項を記入し、財団に面談を申し込む。
- (2) 財団は、面談を実施するとともに、その結果を遅滞なく本人に通知し、登録ボランティアとして適格と認めた者は、登録名簿に登載する。
- (3) 登録ボランティアは、登録後に登録票の記載事項に変更があった場合は、速やかに財団に連絡する。
- (4) 登録ボランティアが登録した活動の種類を変更する場合、財団は資格等を確認するために、必要な書類の提出を求めることがある。

（登録期間）

第5条 登録期間は、4月1日から3月31日までの単年度とする。

- (1) 年度途中での登録者については、登録日から3月31日までとする。
- (2) 3月中旬までに登録継続の意思表示をした場合は、登録をさらに1年継続することができる。

（登録の取り消し）

第6条 財団は、次の各号に掲げる場合、ボランティア登録を取り消すことができる。

- (1) 登録ボランティアより、登録抹消の申し出があった場合
- (2) 登録ボランティアが、連絡が取れないなど、所在不明となった場合
- (3) 第2条に規定する登録要件を欠くこととなった場合
- (4) 登録ボランティアとして財団の信用を失墜する行為があった場合

(5) 活動によって知り得た個人情報の漏洩など、登録ボランティアとして不適格と認められる行為があった場合

(ボランティア活動保険)

第7条 本制度によるボランティア活動中の万一の事故に備え、登録ボランティアについては、財団を加入者として大阪市市民活動保険等に参加する。但し、事故等の発生状況によっては保険が適用されない場合がある。

(活動報酬及び交通費)

第8条 ボランティア活動は、本人の自由意志に基づく活動であり、原則として無報酬であるが、財団もしくは依頼者が特に必要と認めた場合には、活動報酬が支払われることがある。

2 ボランティア活動にかかる交通費を支給する場合は、別紙「アイハウス・ボランティアバンク登録ボランティアに対する交通費支給に関するルール」を基本とする。

(活動報告書)

第9条 ボランティア活動者は、財団の求めに応じ、活動完了報告書を提出するものとする。

第3章 依頼

(依頼対象事業)

第10条 登録ボランティアに活動を依頼できるのは、次の各号のとおりとする。

- (1) 財団が主催・共催する各種事業
- (2) 大阪市及び公共・公益団体等からの依頼事業であって財団がふさわしいと認めたもの

(依頼方法)

第11条 活動を依頼する団体等（以下「依頼者」という）は、原則として活動希望日の2ヶ月前までに「ボランティア活動依頼申込書」により申し込むものとする。

(登録ボランティアへの活動紹介)

第12条 財団は、前条の活動依頼を適当と認めた場合は、原則として、財団から登録ボランティアに対して定期的に送付する「ボランティア活動紹介」により募集し、財団が応募者の中から依頼内容等を考慮したうえで決定し、活動を依頼するものとする。

(活動内容の事前説明等)

第13条 依頼者は、ボランティア活動予定者に対し、活動内容の詳細について、十分な事前説明を行うものとする。また、活動内容等に変更が生じた場合は、依頼者は速やかに活動予定者及び財団に連絡するものとする。

(活動報告書)

第14条 依頼者は、財団の求めに応じ、活動完了報告書を提出するものとする。

第4章 その他

(個人情報の保護)

- 第15条 財団は、ボランティアバンクの登録及びその活動を通じて知り得た個人情報については、公益財団法人大阪国際交流センター「個人情報保護取扱規程」に基づき適正に管理し、本制度の運用以外の目的に使用しないものとする。
- 2 依頼者及び登録ボランティアは、本制度及びその活動により知り得た個人情報を漏らしてはならない。事業終了後及び登録を取り消した後も同様とする。

(守秘義務)

第16条 登録ボランティア又は登録ボランティアであった者は、活動によって知り得た秘密に属する事項を漏洩、又は活動以外の目的に使用してはならない。

(免責等)

- 第17条 活動中に事故等によって被った損害について、大阪市民活動保険等により補償されるものを除き、財団は賠償の責を負わない。
- 2 財団が依頼者から依頼を受けた活動について、登録ボランティアによる内容不履行等の理由で依頼者が損害を被った場合、財団は賠償の責を負わない。

附則 この設置要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附則 この設置要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この設置要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この設置要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この設置要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この設置要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附則 この設置要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この設置要綱は、令和4年4月1日から施行する。